



事務連絡  
令和5年8月4日

公益財団法人日本オリンピック委員会事務局  
公益財団法人日本スポーツ協会事務局 御中  
公益財団法人日本パラスポーツ協会事務局

スポーツ庁健康スポーツ課

### スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）

標記については、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、中学生が部活動の帰宅中に歩道で熱中症とみられる症状で倒れ、意識不明の状態  
で病院に搬送され亡くなる事案が発生しました。

今年の夏は、暑い日が続いているところであり、「スポーツ活動における熱中症事故の  
防止について（依頼）」（令和5年5月12日付5ス健ス第10号）でお知らせしました  
とおり、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）  
等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることが極めて重要です。特  
に、スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補  
給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ず  
ること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷  
却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。また、活動の場所や種類にかかわ  
らず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することも必要です。

つきましては、本件について、加盟・登録団体、その他の関係機関に対しても周知され  
るようお願いいたします。

なお、暑さ指数については、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・  
予測値を確認することができます。

#### 【参考資料】

○「事件・事故情報の共有・注意喚起について（部活動の帰宅中における中学生の死亡  
事案（熱中症疑い）の発生について）」（令和5年7月31日付事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1417343\\_00017.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00017.htm)

○「スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）」（令和5年5月12日付5ス健ス第10号）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/jsa\\_00033.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00033.html)

○スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

○熱中症予防情報サイト（環境省）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

#### 【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課

担当：藤谷、永山

アドレス：kensport@mext.go.jp

電話：03-5253-4111(内線 2998)

事務連絡  
令和5年7月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

スポーツ庁地域スポーツ課

事件・事故情報の共有・注意喚起について  
(部活動の帰宅中における中学生の死亡事案(熱中症疑い)の発生について)

下記のとおり事件・事故情報を共有します。

再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各校の備えを改めて確認する等対応について  
よろしくお取り計らい願います。

記

発生日時	令和5年7月28日 午前11時頃
被害状況	生徒1名死亡
事件・事故の概要	部活動の帰宅中に歩道で熱中症とみられる症状で倒れ、意識不明の状態 で病院に搬送され死亡したもの
再発防止のための 留意事項	<p>令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症事故を防止するための環境整備として、<u>気温が高くなる前からの対策、適切な水分補給や空調の利用などを行うことや、各種活動実施に関する判断基準の例として、各学校で定めることが義務となっている「危機管理マニュアル」等において予め各種活動の判断基準や判断者を定めておくこと、活動実施の判断には熱中症警戒アラートや暑さ指数を用いることが考えられること、更には児童生徒等への熱中症防止に関する指導として、児童生徒等自らが体調管理等を行うことができるよう、帽子の着用や水分補給、体調不良時の対応に関する適切な指導を行うこと等について依頼をしています。</u></p> <p>また、令和5年5月12日付けスポーツ庁通知「熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症は、<u>スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずることや、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと等について通知していますので、改めてご確認いただき、適切な対応の徹底をお願いします。</u></p>

参考資料	令和5年4月28日付け文部科学省通知 「 <a href="#">学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）</a> 」 令和5年5月12日付けスポーツ庁通知 「 <a href="#">熱中症事故の防止について（依頼）</a> 」 文部科学省学校安全ポータルサイト 「 <a href="#">熱中症・水難事故防止関連情報</a> 」
------	---

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

<p><b>【担当】</b> 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 学校安全係 電話：03-6734-2966</p> <p>スポーツ庁地域スポーツ課 学校運動部活動係 電話：03-6734-3953</p>
---